

大阪の事業所・企業

平成13年事業所・企業統計調査結果概要（確報）

（平成13年10月1日現在）

ま え が き

事業所・企業統計調査は、統計法に基づき行われる指定統計調査(指定統計第2号)で国の最も基本的な統計調査の一つです。

この調査は、我が国における産業構造や事業活動の実態を明らかにすることを目的として、個人経営の農林漁業等を除くすべての事業所を対象に5年ごとに実施(中間年に簡易調査を実施)されます。

この調査で得られた結果は、国、都道府県及び市区町村における各種の行政施策、例えば、地域開発計画、都市計画の立案及び民間における事業計画の策定などの基礎資料として広く活用されています。

この冊子は、総務省が実施した平成13年事業所・企業統計調査の結果(平成13年10月1日現在)を大阪府の概要としてまとめたものです。また統計表には、平成14年3月7日に総務省が改訂した産業分類による統計表を組替表として掲載しております。

この冊子が、今後の大阪経済の発展及び活性化に向けての指標、大阪における産業構造を検討するための基礎資料として、ご活用いただければ幸いです。

最後に、今回の調査に際し、多大のご協力をいただきました事業所及び企業の皆様方をはじめ、ご協力をいただいた関係者の皆様方に厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも一層のご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

平成15年1月

大阪府企画調整部統計課長

藤本 克己

目 次

調査の概要	1
結果の概要	
<事業所編>	
1 事業所数、従業者数の概況	3
2 産業別の動向	
(1) 産業別事業所数	4
(2) 産業別従業者数	6
3 従業者規模別の動向	8
4 本所・支所別の動向(民営)	9
5 経営組織別の動向(民営)	11
6 地域別の動向	
(1) 大阪府内8地域別の動向	12
(2) 市町村別事業所数の動向	13
(3) 市町村別従業者数の動向	14
<会社企業編>	
会社企業の概況	15
(1) 経営組織別の状況	15
(2) 資本金階級別の状況	16
(3) 企業産業別の状況	16
(4) 親会社・子会社・関係会社・関連会社がある企業の状況	17
(5) 電子商取引の状況	19
統計表	20
用語の解説	87
日本標準産業分類第11回改訂大・中分類項目新旧対照表	89

統計表 目 次

表1 - 1	平成13年	市町村別	事業所数(対:平成8年事業所数 総数)	21
表1 - 2	平成13年	市町村別	事業所数(対:平成8年事業所数 民営)	22
表1 - 3	平成13年	市町村別	従業者数(対:平成8年従業者数 総数)	23
表1 - 4	平成13年	市町村別	従業者数(対:平成8年従業者数 民営)	24
表1 - 5	平成13年	大阪市区別	事業所数(対:平成8年事業所数 総数)	25
表1 - 6	平成13年	大阪市区別	事業所数(対:平成8年事業所数 民営)	25
表1 - 7	平成13年	大阪市区別	従業者数(対:平成8年従業者数 総数)	26
表1 - 8	平成13年	大阪市区別	従業者数(対:平成8年従業者数 民営)	26
表2 - 1	平成13年	市町村別	産業大分類別 事業所数(総数)	27
表2 - 2	平成13年	市町村別	産業大分類別 事業所数(民営)	29
表2 - 3	平成13年	市町村別	産業大分類別 従業者数(総数)	31
表2 - 4	平成13年	市町村別	産業大分類別 従業者数(民営)	33
表2 - 5	平成13年	大阪市区別	産業大分類別 事業所数(総数)	35
表2 - 6	平成13年	大阪市区別	産業大分類別 事業所数(民営)	35
表2 - 7	平成13年	大阪市区別	産業大分類別 従業者数(総数)	37
表2 - 8	平成13年	大阪市区別	産業大分類別 従業者数(民営)	37
表3 - 1	平成13年	市町村別	従業者規模別 事業所数	39
表3 - 2	平成13年	市町村別	従業者規模別 従業者数	41
表3 - 3	平成13年	大阪市区別	従業者規模別 事業所数	43
表3 - 4	平成13年	大阪市区別	従業者規模別 従業者数	43
表4 - 1	平成13年	市町村別	本所・支所別 事業所数・従業者数(民営)	45
表4 - 2	平成13年	大阪市区別	本所・支所別 事業所数・従業者数(民営)	46
表5 - 1	平成13年	市町村別	経営組織(4区分)別 事業所数(民営)	47
表5 - 2	平成13年	大阪市区別	経営組織(4区分)別 事業所数(民営)	48
表6 - 1	平成13年	市町村別	資本金階級別 企業産業大分類別 企業数(総数)	49
表6 - 2	平成13年	市町村別	資本金階級別 企業産業大分類別 企業数(単独事業所)	57
表6 - 3	平成13年	市町村別	資本金階級別 企業産業大分類別 企業数(本所事業所)	65

以下の表については新産業分類による組替表

表7	平成13年	新産業大分類別	事業所数(大阪府)	73
表8	平成13年	新産業大分類別	従業者数(大阪府)	74
表9 - 1	平成13年	市町村別	新産業大分類別 事業所数(総数)	75
表9 - 2	平成13年	市町村別	新産業大分類別 事業所数(民営)	77
表9 - 3	平成13年	市町村別	新産業大分類別 従業者数(総数)	79
表9 - 4	平成13年	市町村別	新産業大分類別 従業者数(民営)	81
表9 - 5	平成13年	大阪市区別	新産業大分類別 事業所数(総数)	83
表9 - 6	平成13年	大阪市区別	新産業大分類別 事業所数(民営)	83
表9 - 7	平成13年	大阪市区別	新産業大分類別 従業者数(総数)	85
表9 - 8	平成13年	大阪市区別	新産業大分類別 従業者数(民営)	85

調 査 の 概 要

1 調 査 の 沿 革

事業所・企業統計調査は、統計法に基づく指定統計調査(指定統計第2号)として、全国すべての事業所を対象に、昭和22年に「事業所統計調査」として開始され、昭和56年調査以降は、5年ごとに実施されている。

この調査は、近年の経済情勢の変化に伴う企業活動の多様化に対応するため、平成8年調査からは、企業に関する調査事項の充実を行い、それに伴って、調査名を「事業所統計調査」から「事業所・企業統計調査」に改称して実施し、現在に至っている。

さらに5年ごとの調査の中間年には、事業所の名簿整備に関することを目的として、事業所・企業統計調査の簡易調査が実施されている。

2 調 査 の 目 的

事業所・企業統計調査は、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国並びに地域別に明らかにすることにより、各種施策の基礎資料を提供するとともに、事業所及び企業の名簿を作成し、各種調査の実施のための資料を提供することを目的としている。

3 調 査 の 期 日

平成13年10月1日現在で実施した。

4 調査の対象及び種類

調査は、甲調査及び乙調査の2種類から成っている。

(1) 調査の対象

調査期日現在、本府に所在するすべての事業所。ただし、次の事業所は除く。

日本標準産業分類(平成5年10月4日総務庁告示第60号)の「大分類A - 農業」「大分類B - 林業」「大分類C - 漁業」に属する個人経営の事業所。

日本標準産業分類(平成5年10月4日総務庁告示第60号)の「大分類L - サービス業」のうち「中分類74 - その他の生活関連サービス業小分類741家事サービス業 住み込みのもの 及び同742家事サービス業 住み込みでないもの」及び「中分類96 - 外国公務」に属する事業所。

なお、この調査でいう「企業」とは、株式会社、有限会社、合名会社、合資会社及び相互会社をいう。

(2) 調査の種類

甲調査 - 国、地方公共団体の事業所以外のすべての民営事業所

乙調査 - 国、地方公共団体に属する事業所

5 調 査 事 項

事業所に関する事項 - 事業所の名称、所在地及び電話番号、経営組織、本所・支所の別、開設時期、従業者数、事業の種類・業態

会社企業に関する事項 - 登記上の会社成立の年月、資本金額及び外国資本比率、親会社・子会社等の有無及び親会社の名称・所在地、平成8年10月2日以降の会社の合併・分割等の状況、電子商取引の状況、支所・支社・支店の数、会社全体の常用雇用者数、会社全体の主な事業の種類

6 調査の系統

総務省 — 大阪府 — 市町村 — 指導員・調査員 — 事業所

7 調査の方法

調査員が事業所に出向き調査票を配布し、事業主等が記入する方法(自計申告)により行った。

8 集計及び結果の公表

会社企業編の集計は、会社組織の事業所のうち、単独事業所及び本所事業所による集計を行っている。

[利用上の注意]

(1) 産業分類(企業産業分類)は、日本標準産業分類(平成5年10月4日総務庁告示第60号)に基づいている。

* 日本標準産業分類は、平成14年3月7日総務省告示第139号により改訂されたので、統計表(表7～9)に改訂後の日本標準産業分類に基づく産業分類の組替表を掲載している。

(2) 産業分類(企業産業分類)のうち、「農業」「林業」「漁業」については一部を除き、「農林漁業」として一括集計している。

(3) 府内8地域の区分

大阪市地域 — 大阪市

三島地域 — 吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町

豊能地域 — 豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町

北河内地域 — 守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市

中河内地域 — 八尾市、柏原市、東大阪市

南河内地域 — 富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、美原町

泉北地域 — 堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町

泉南地域 — 岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町

(4) 計数の単位未満は、四捨五入を原則とした。したがって、総数と内訳の合計とが一致しないことがある。

(5) 本文中の表及び統計表の符号の用法は次のとおり。

0 , 0.0 — 単位未満

- — 皆無又は該当数なし

… — 不明又は不詳

— 負数

用語の解説

1 事業所

- (1) 事業所とは、経済活動の場所的単位であって、原則として次の要件をそなえているものをいう。
経済活動が単一の経営主体のもとにおいて、一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。
財貨及びサービスの生産または提供が人及び設備を有して継続的に行われていること。すなわち、一般に商店、工場、事務所、営業所、銀行、学校、病院、寺院、旅館などと呼ばれているものが事業所である。
- (2) 「派遣・下請従業員のみ」の事業所は、当該事業所に所属する従業員が1人もいなく、外部から派遣された人のみで事業活動が行われている事業所をいう。(平成13年調査より)

2 経営組織

- (1) 国及び地方公共団体等
国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区など)及び独立行政法人の事業所をいう。
- (2) 民営
国及び地方公共団体等の事業所を除く事業所をいう。
個人経営
個人が事業を営んでいる場合をいう。
法人組織でなければ、共同経営の場合も個人経営に含めた。
法人
法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。
- ア 会社
株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社及び外国の会社をいう。外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により日本にその事務所などを登記したものをいう。
なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社とはしない。
- イ 会社以外の法人
法人格を持っているもののうち、会社以外の法人をいう。
例えば、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、各種の公団・公庫・事業団などが含まれる。
- ウ 法人でない団体
団体であるが法人格を持たないものをいう。
例えば、後援会、防犯協会、労働組合(法人格を持たないもの)などが含まれる。

3 従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。

従って、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。また、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されている人など、当該事業所から賃金・給与(現物給与を含む。)を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者として

4 会社企業

会社企業とは、経営組織が株式会社、有限会社、合名会社、合資会社及び相互会社で、「本所・本社・本店」にそれらの傘下の「支所・支社・支店」を含めた全体をいう。「支所・支社・支店」を持たない単独事業所の場合は、それが(会社)企業となる。

5 企業産業分類

企業産業分類は、企業単位の産業分類で支社等を含めた企業全体の主な事業の種類により分類したものをいう。

なお、結果表章上の企業産業分類の項目は事業所の産業分類と同一である。

6 資本金額

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社及び合資会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

7 親会社・子会社・関係会社・関連会社

(1) 親会社

当該企業への出資比率が50%を超える会社をいう。

(2) 子会社

当該企業の出資比率が50%を超える会社をいう。

(3) 関係会社(出資元)

当該企業への出資比率が20%以上50%以下の会社をいう。

(4) 関連会社(出資先)

当該企業の出資比率が20%以上50%以下の会社をいう。

8 電子商取引

電子商取引とは、インターネットやインターネット以外のコンピューターネットワークを利用した商取引をいう。

ただし、決済及び同一企業内の事業所間での商取引は、ここでいう電子商取引には含まれていない。



大阪府企画調整部統計課 平成15年1月発行

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目1番22号

TEL (06) 6941-0351

FAX (06) 6944-6631

URL <http://www.pref.osaka.jp/toukei/index.htm>